

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和7年5月22日（木）15:05
小倉北区役所6階 教育委員会会議室

1 開 会

2 案 件

(1) 議案

議案第7号

「北九州市立図書館協議会委員の任命について」

(奉仕課長)

議案第8号

「思永中学校温水プール管理規則の一部改正について」

(施設課長)

議案第9号

「北九州市部活動地域展開推進計画の策定について」

(部活動地域移行担当課長)

⑥

議案第10号

「北九州市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について」

(学校支援担当課長)

⑥

議案第11号

「令和7年6月北九州市議会定例会への提出議案について」

(総務課長)

(2) その他報告

その他報告① 「『北九州市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する
総合的なガイドライン』の改訂および『北九州市地域クラブ
活動認定要綱』の策定について」

(部活動地域移行担当課長)

3 閉 会

教 育 委 員 会 （ 定 例 会 ）

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--------|---|------|-------|--------|-------|------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|-----------------|------|---------|-------|------|------|--------|--------|-------|-------|----------|-------|------|-------|--------|-------|--------|-------|----------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-----------|-------|---------|-------|-------|------|
| 1 | 開催年月日 | 令和7年5月22日（木） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 開催時間 | 15:05～16:51 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 開催場所 | 小倉北区役所6階 教育委員会会議室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 出席者 | （教育長） 太田 清治
（教育委員） 大坪 靖直、郷田 郁子、香月 きょう子、中島 良、清成 真 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 事務局職員 | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">教育次長</td> <td style="width: 50%;">大庭 千枝</td> </tr> <tr> <td>中央図書館長</td> <td>高松 淳子</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>富原 明博</td> </tr> <tr> <td>教職員部長</td> <td>久保 慶司</td> </tr> <tr> <td>学校支援部長</td> <td>藤井 創一</td> </tr> <tr> <td>学校教育部長</td> <td>竹永 政則</td> </tr> <tr> <td>教育相談・特別支援教育担当部長</td> <td>田尾 弘</td> </tr> <tr> <td>教育研修監理官</td> <td>澤村 宏志</td> </tr> <tr> <td>総務課長</td> <td>越智 豊</td> </tr> <tr> <td>企画調整課長</td> <td>栗原 健太郎</td> </tr> <tr> <td>教職員課長</td> <td>岡本 裕史</td> </tr> <tr> <td>制度服務担当課長</td> <td>石本 弘一</td> </tr> <tr> <td>施設課長</td> <td>有田 隼人</td> </tr> <tr> <td>指導企画課長</td> <td>海老 洋太</td> </tr> <tr> <td>学校教育課長</td> <td>武藤 佐予</td> </tr> <tr> <td>学校支援担当課長</td> <td>中村 国彦</td> </tr> <tr> <td>部活動地域移行担当課長</td> <td>竹中 雅則</td> </tr> <tr> <td>中央図書館運営企画課長</td> <td>藤原 定男</td> </tr> <tr> <td>中央図書館奉仕課長</td> <td>佐藤 時子</td> </tr> <tr> <td>総務課庶務係長</td> <td>香月 亨太</td> </tr> <tr> <td>総 務 課</td> <td>橋 幸佑</td> </tr> </table> | 教育次長 | 大庭 千枝 | 中央図書館長 | 高松 淳子 | 総務部長 | 富原 明博 | 教職員部長 | 久保 慶司 | 学校支援部長 | 藤井 創一 | 学校教育部長 | 竹永 政則 | 教育相談・特別支援教育担当部長 | 田尾 弘 | 教育研修監理官 | 澤村 宏志 | 総務課長 | 越智 豊 | 企画調整課長 | 栗原 健太郎 | 教職員課長 | 岡本 裕史 | 制度服務担当課長 | 石本 弘一 | 施設課長 | 有田 隼人 | 指導企画課長 | 海老 洋太 | 学校教育課長 | 武藤 佐予 | 学校支援担当課長 | 中村 国彦 | 部活動地域移行担当課長 | 竹中 雅則 | 中央図書館運営企画課長 | 藤原 定男 | 中央図書館奉仕課長 | 佐藤 時子 | 総務課庶務係長 | 香月 亨太 | 総 務 課 | 橋 幸佑 |
| 教育次長 | 大庭 千枝 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央図書館長 | 高松 淳子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総務部長 | 富原 明博 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教職員部長 | 久保 慶司 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校支援部長 | 藤井 創一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部長 | 竹永 政則 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育相談・特別支援教育担当部長 | 田尾 弘 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育研修監理官 | 澤村 宏志 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総務課長 | 越智 豊 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企画調整課長 | 栗原 健太郎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教職員課長 | 岡本 裕史 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 制度服務担当課長 | 石本 弘一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設課長 | 有田 隼人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指導企画課長 | 海老 洋太 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育課長 | 武藤 佐予 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校支援担当課長 | 中村 国彦 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部活動地域移行担当課長 | 竹中 雅則 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央図書館運営企画課長 | 藤原 定男 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央図書館奉仕課長 | 佐藤 時子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総務課庶務係長 | 香月 亨太 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総 務 課 | 橋 幸佑 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 書 記 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 会議の次第 | 別紙のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

教育委員会(定例会)会議録（令和7年5月22日）

1 開 会

15:05 太田教育長が開会を宣言

2 会議録署名委員の指名

太田教育長が会議録署名委員に、大坪委員と清成委員を指名。

以下の案件を非公開にすることを議決

- ・議案第10号「北九州市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について」
- ・議案第11号「令和7年6月北九州市議会定例会への提出議案について」

3 案 件

(1) 公開案件

議案第7号「北九州市立図書館協議会委員の任命について」

本議案の提案理由を奉仕課長が説明。

清成委員／本議案に反対するものではないが、条例上、図書館協議会委員は30名以内とされているところ、現在15名で運営している。必要がなければ15名のままでよいと考える一方、今後は電子書籍等、従来とは異なる図書・情報の在り方について議論する場面が増えると思われる。

その際、必要に応じて、電子書籍等に詳しい専門家を委員に加えることも検討してはどうか。現委員の中に、電子書籍分野の専門家はいるか。

奉仕課長／現委員の中に、特に電子書籍の専門家と位置付けられる方はいない。

今回新たに委嘱する北九州市立大学の浅羽委員は、大学の情報総合センターに所属しており、電子情報やデジタルコンテンツの利活用について知見を有している。

今後、電子図書館サービス等の検討において、助言を得たいと考えている。

清成委員／定数30名のうち、現時点では15名と余裕があるので、必要に応じて多様な人材を追加していくことを期待する。

原 案 可 決

議案第8号「思永中学校温水プール管理規則の一部改正について」

本議案の提案理由を施設課長が説明。

[提案理由要旨]

思永中学校温水プール管理規則の一部改正に関する議案である。

中島委員／指定管理者制度の導入自体及び規則改正の具体的内容について異論はないが、導入に至った経緯をもう少し詳しく伺いたい。

あわせて、思永中学校温水プールは当該中学校の授業で使用されるほか、以前の教育委員会会議で、近隣小学校も利用する予定と聞いている。指定管理者制度導入により、これら教育活動に支障が生じないかどうか説明してほしい。

施設課長／思永中学校温水プールは、建設時からPFI事業として、設計・建設・維持管理・運営を民間事業者になんてきた。令和5年度で最初のPFI契約期間が満了したため、現在は市が直接管理している。

市の公共施設全般の方針として、可能な施設には指定管理者制度を導入している。思永中学校温水プールは、授業以外の時間帯を市民利用に供するとして屋内温水で整備された施設であり、市民利用の部分については、教育委員会が管理権限を留保する必要性は低いと考える。このため、市民利用部分について指定管理者制度を導入するものである。

学校教育活動については、従来どおり授業の時間を最優先で確保し、その上で残余の時間を指定管理者による一般利用に充てる。したがって、学校・近隣小学校の教育活動に支障は生じないと見込んでいる。

中島委員／基本的に、市民に広く開放する性質の施設は、指定管理者制度を導入するという全体的な方針がある中で、思永中学校温水プールについては、PFI契約終了後の2年間、市直営で運営していたことのほうがむしろイレギュラーであり、本来の姿に戻すためであると理解した。

施設課長／そのとおりである。この2年間は、思永中学校以外の学校にも温水プールを利用してもらう方針を検討していたため、まず学校が利用する時間帯を整理する必要があった。

令和7年度は思永中学校を含め4校が利用を開始し、令和8年度以降さらに2校程度を追加したいという方針が決まったため、これを前提として公募が可能となり、今般の指定管理者制度導入に至った。

中島委員／承知した。

郷田委員／市内で、学校プール以外に、指定管理者制度で運営しているプールはどの程度あるか。また、指定管理者制度の導入により、どのような取組が期待されるか。

施設課長／学校設置以外の市営プールについては、都市ブランド創造局スポーツ振興課が、屋内・屋外プールを多数所管している。屋内プールについては、基本的に指定管理者制度を導入していると把握している。

思永中学校温水プールは、これまでPFI事業の一環として15年間、民間が管理しており、その中で提案事業として幼児・児童向けスイミングスクールを運営してきた。指定管理者制度導入後も、同様にスイミングスクール等の事業が展開されると見込んでいる。

清成委員／改正案の第6条に「北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例第9条の2第1項の規則で定める書類は…」とあるが、少々分かりにくい表現である。

同条例第9条の2第1項の具体的内容を確認したい。また、おそらく同条で「その他規則で定める書類」と規定されているものを、本規則で具体化している趣旨と理解してよい。

施設課長／資料に条例条文を添付すべきであったが、説明不足であった。条例第9条の2第1項は次のとおりである。

「指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会が別に定める申請書に当該社会教育施設等の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。」

今回の規則改正は、この「その他規則で定める書類」を具体的に定めるものである。

原 案 可 決

(教育長より、北九州市教育委員会傍聴規則第3条に基づく傍聴に関する説明)

議案第9号「北九州市部活動地域展開推進計画の策定について」

本議案の提案理由を部活動地域移行担当課長が説明。

郷田委員／4ページ以降のアンケート結果は、令和5年に実施したものと理解している。その後、各学校やPTA等から様々な意見・懸念が寄せられていると思うが、今回の計画案に反映した主な意見があれば教えてほしい。

部活動地域移行担当課長／令和5年10月に、当時「部活動の地域移行」に関するアンケートを実施し、結果を取りまとめた。その後、全校対象の追加アンケートは実施していないが、「部活動の未来を考える会」（令和5・6年度）の中で、PTA代表、校長会代表等から意見を聴取した。主な意見としては、全国的に「地域移行」という言葉は聞くが、本市としてどのような形で進めるのかが見えず、不透明感があるので、早い段階で丁寧な説明をしてほしい。地域展開により、教員が土日の部活動指導からある程度解放される点を歓迎する意見。一方で、部活動指導にやりがいを感じている教員からは、土日も引き続き指導したいという意見。といったものがあった。こうした意見を踏まえ、子どもたちの活動機会の確保を目指す方針を整理している。

郷田委員／計画の具体化に伴い、保護者・児童生徒にとって不安や疑問が生じる場面も増えると思う。今後、丁寧な説明と周知に努めてほしい。

中島委員／これまでの教育委員会会議で、段階ごとに丁寧に進捗報告がなされてきたことも踏まえ、本計画案には全面的に賛成する。

多様なアンケート結果や関係者の意見を、子どもたちのウェルビーイングや地域とのつながりといった観点から整理し、計画としてまとめている点を評価する。部活動の地域展開が、子どもたちの人生を豊かにし、ウェルビーイングに繋がる取組となるよう期待している。

今後、実際に地域クラブ活動が始まった際、保護者や児童生徒が不安なく参加できるよう、仕組みやルールの説明を十分に行ってほしい。

香月委員／8ページの「指導者の確保・資質向上」の項目について、地域クラブの指導者を登録する「人材バンク」の運営が非常に重要になると考える。

人材バンクが適切に機能しなければ、地域展開そのものが進まないおそれもあるので、登録・マッチング・研修等の運営方法について十分検討してほしい。また、9ページにあるように地域クラブでは会費の保護者負担が発生するため、家庭の経済状況によって部活動への参加機会が制約されることがないよう、何らかの方策が必要ではないか。

部活動地域移行担当課長／地域クラブ運営において、指導者の確保は最も重要な要素の一つである。

人材バンクには、現在、学校部活動の外部指導者として活動している部活動外部講師・部活動指導員に加え、土日の地域クラブで引き続き指導を希望する教員（兼職・兼業）や、大学生、一般企業・公務員等の社会人で、子どもの健全育成

に関心を持つ方々の登録を想定している。広く情報発信を行い、希望者を募り、人材バンクを通じて指導者を必要とするクラブにマッチングする仕組みを整備する。

指導者研修については、教育委員会が主催し、子どもの安全・安心や健康管理、体罰・ハラスメント防止等を中心に、指導者の資質向上を図る。

会費負担については、大きな課題と認識している。北九州市が認定する地域クラブ活動については、できるだけ低廉な会費となるよう、施設利用料の無償化や市としての上限額設定等を検討し、生活困窮世帯の子どもが活動から排除されないよう配慮していきたい。

香月委員／人材バンクについては、教育委員会が直営で行うのか。

部活動地域移行担当課長／教育委員会が登録制度を設け、運営する想定であり、既に部活動外部講師等の登録は行っている。今後、対象を拡大し、地域クラブ用の人材バンクとして位置付ける。

大坪委員／人材バンクには、多様なバックグラウンドを持つ多数の指導者が登録されると考えられる。その多様性は強みである一方、研修の設計や情報共有の在り方が大きな課題になる。

全てを一律の研修でカバーできないとしても、現場でのヒヤリ・ハットを共有する仕組みを設けることで、事故防止に大きく寄与する。研修・資質向上の枠組みの一つとして、こうした事例共有の仕組みを検討してほしい。

太田教育長／事故等の隠蔽が起らないよう、情報をオープンにする姿勢が重要である。指導者研修の中で、事例共有や情報公開の在り方も検討していきたい。

清成委員／地域展開により、児童生徒は通学先とは別の場所に移動して活動することが増える。このとき、保護者による送迎負担がどの程度生じるのか。公共交通機関を利用する場合、ダイヤや路線が活動時間帯に合うのか。自転車等で移動する場合、特に冬場の帰宅時の安全（暗い時間帯の通行等）が確保されるか、といった点を十分検討する必要がある。

部活動地域移行担当課長／ご指摘のとおり、活動場所の変更に伴う移動負担は、保護者・生徒双方にとって課題となる。

本市の地域展開は、まず休日の部活動から進める予定である。休日の活動については、原則として自校または近隣の学校で行う地域クラブへの参加を想定し、徒歩または公共交通機関での移動を基本とする。公共交通機関での移動が困難な場合は、保護者の責任において送迎を行うことになる。

将来的には、子どもが活動を希望する種目について、自校または通学圏内の学校で活動できる地域クラブが立ち上がるよう、教育委員会として支援していく。

原 案 可 決

その他報告①『北九州市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』の改訂および『北九州市地域クラブ活動認定要綱』の策定について」

部活動地域移行担当課長が報告。

中島委員／今回報告されたガイドラインは、もともと「学校の教員が校内で部活動を運営する場合のガイドライン」がベースになっていると理解した。そのためか、外部

指導者が中心となる地域クラブに関して、いくつか不足している点があると感じる。

第3ページの「指導者が受けるべき研修」については、指導者から生徒への関わりに関する内容は丁寧に記載されているが、生徒同士の関係性に関する部分が薄い。いじめ防止対策推進法上の「いじめ」の定義と、一般的な感覚としての「いじめ」は異なる部分があるため、外部指導者を中心に、生徒間のトラブルやいじめに関する研修を位置付ける必要があるのではないかと感じる。

教員は既に校内研修でいじめの定義や対応方法を学んでいるが、今後は教員以外が指導者となるケースが増えるため、外部指導者向けの研修内容として明記してほしい。

また、5ページ下部の「エ 体罰・不適切な言動等」では、「体罰は学校教育法第11条で禁止されている」と記載されているが、これは教員を対象とした規定であり、保護者や一般の指導者には直接適用されない。児童福祉法や子どもの権利条約等にも触れ、教員以外も含めた大人の行為に関わるルールであることを明示したほうがよいのではないかと感じる。

認定要綱についても同様で、第4条(11)～(14)あたりに、いじめ防止に関する要件を明記することも検討の余地があると思う。ただし、第8条の「適正な関わり」の中にいじめ防止を含めて解釈するのであれば、必ずしも条文を増やす必要はない。

全体として、指導者から生徒への関わりは詳細に書かれている一方、生徒同士の関係性については、従来教員が担っていた部分の記述がやや不足していると感じるので、修正可能であれば検討してほしい。

部活動地域移行担当課長／教員については、体罰やいじめに関する研修を継続的に実施しており、管理職を中心に校内でのモニタリング体制も整えている。

今後、地域クラブ活動では教員以外の指導者が増えるため、ガイドラインの地域クラブ関連部分に、「いじめ等の防止」に関する記載を置いている。ここでの「体罰」は、教員によるものに限らず、暴力行為・傷害に発展し得る行為を含むものとして取り扱っている。

研修においても、いじめの定義や生徒間トラブルへの対応を含め、外部指導者が適切な認識を持てるよう、内容を工夫していく。

郷田委員／これまでは学校が管理責任・監督責任を負う前提で部活動が行われていたが、地域クラブに移行すると、学校から外れた形で活動が行われる。ガイドラインそのものではないかもしれないが、地域クラブへの監査的機能やチェック機能はどこで担われるのか。

部活動地域移行担当課長／地域クラブ活動は、市が認定するクラブとして位置付ける。認定にあたっては、活動方針・体制等を申請書類で確認し、認定後も活動状況や指導者研修の受講状況等について、教育委員会が定期的に把握していく。専属の監査機関を設けることまでは想定していないが、保護者等から不適切な指導・運営に関する申し出があった場合は、教育委員会が直接聞き取り等を行い、必要に応じて是正指導を行う。それでも改善が見られない場合には、市として認定を取り消すことも視野に入れている。

郷田委員／学校現場では性善説が基本になりがちだが、実際には性善説だけではチェックが機能しない場面もある。部活動では、子どもが指導者に物を言いにくい雰囲気や、保護者が「レギュラー争い」を意識して発言を抑える雰囲気もあり得る。

「外部の目が届いている」「何かあればアラートが上がる仕組みがある」という緊張感は、一定程度必要だと思う。ガイドラインや説明資料を通じて、子ども・保護者にも「こういうルールで運営している」「困ったときにはどこに相談すればよいか」を明確に伝え、子ども側からも声を上げやすい仕組みや風土を作ってほしい。

太田教育長／詳細な運用面については、今後通知等で補完していく必要がある。推進計画を大本としつつ、今回のガイドライン・認定要綱に基づき、子どもと保護者にとって分かりやすい形で周知・啓発を行っていきたい。

部活動地域移行担当課長／今回承認いただいた推進計画が最上位の位置付けとなる。その下に、ガイドライン・認定要綱のほか、必要に応じて要領等を整備し、子どもの利益を最優先とする地域クラブ運営となるよう改善を重ねていく。

清 成 委 員／認定要綱について2点指摘する。第4条の地域クラブの要件に、反社会的勢力の排除条項を明示的に入れておくべきではないか。認定取消し事由として「組織的な違法行為」が挙げられてはいるが、そもそも反社会的組織・勢力は「認定しない」ことを要件として明記するほうが適切と考える。

また、第8条の表題として「危険負担」という言葉を用いているが、民法上の「危険負担」とは意味合いが異なり、誤解を招きやすい。内容を見る限り「責任」等の表現のほうが妥当ではないか。

部活動地域移行担当課長／ご指摘の反社会的勢力に関する条項については、指導者・関係者の照会を行うとともに、要綱上も排除条項を置く方向で検討したい。

第8条の表題についても、法律用語上の「危険負担」との齟齬があるとの指摘を踏まえ、法的な専門性のある職員の助言も得ながら、適切な用語になるよう努めたい。

香 月 委 員／ガイドライン1ページ、「本ガイドライン策定にあたって」の2つ目の丸の2行目に「スポーツ障害を引き起こしたりする」とあるが、運動部を前提とし過ぎた表現に見える。

スポーツ障害には整形外科的なものだけでなく、内科的なものやメンタル不調も含まれるし、文化部でもメンタル不調等の問題は起こり得る。「スポーツ障害等」といった、より広く捉えられる表現に修正してはどうか。

部活動地域移行担当課長／ご指摘を踏まえ、修正を検討する。

大 坪 委 員／ガイドラインには、子ども同士のいじめ防止に関する記述も多く含まれており、研修等で重要に扱われると推測する。

いじめの態様は様々だが、その典型の一つとして「部活動内の人間関係のこじれ」がある。教員が立ち会わない地域クラブで活動が行われるようになると、学校側がその状況を把握しにくくなるおそれがある。

これまでは、土日の部活動も教員が指導し、困ったことがあれば職員室で他の教員に相談するといった形で、自然な情報共有がなされていた。今後は、少年クラブや強豪チーム等と同様、学校に情報が上がりにくくなる可能性がある。

指導者には、可能な範囲で子どもたちの人間関係や気になる様子を学校側に伝えるよう依頼するとともに、学校側も、土日の活動状況を全く知らないという状態にならないよう、情報を集約する仕組みを検討してほしい。

部活動地域移行担当課長／認定要綱第4条（16）に、地域クラブ活動において必要と思われる生徒に関する情報や活動実績等について、所属校との情報共有を行う旨を明記している。学校側も、学校内で起こったことだけでなく、家庭や地域クラブでの様子につい

ても、児童生徒が相談しやすい体制を整えている。今後も、地域クラブで起こった悩みやトラブルについて、学校が相談窓口として機能できるよう、引き続き体制を維持・強化していく。

太田教育長／本日いただいた意見を踏まえたうえで、ガイドライン・認定要綱をいつまでに確定する予定か。

部活動地域移行担当課長／令和7年9月から、第1土曜日・日曜日を部活動の休養日とし、同時に地域クラブ活動がスタートできるよう準備を進めている。そのため、できるだけ早期にガイドライン・認定要綱を確定させ、地域クラブの募集を開始したい。スケジュール上は、6月中のできるだけ早い段階で決定する必要があると考えている。

太田教育長／本日、多くの具体的かつ重要な意見をいただいた。推進計画は既に議決いただいたが、それを具体化するガイドライン・認定要綱は中途半端な形にはしたくない。

事務局において修正案を作成し、再度報告・確認することとしたいが、委員各位の了解を求める。

(委員異議なし)

報 告 終 了

(関係者以外退出)

(2) 非公開案件

議案第10号「北九州市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について」

本議案の提案理由を学校支援担当課長が説明。

原 案 可 決

議案第11号「令和7年6月北九州市議会定例会への提出議案について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

原 案 可 決

4 閉 会

16:51 太田教育長が閉会を宣言